

## 在宅子育て支援金支給要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、子育て家庭の経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して産み家庭で育てることができる多様な保育環境をつくることを目的に、保育施設等を利用せずに乳幼児を在宅で子育てする保護者に対し、在宅子育て支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関して、必要な事項を定める。

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳幼児 月齢7月以上3歳未満の乳幼児
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条に規定する者
- (3) 保育施設等 法第39条第1項に規定する「保育所」、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」、法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育事業」、法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」、法第6条の3第11項に規定する「居宅訪問型保育事業」、法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」及び法第59条の2第1項の規定に基づく届出の対象であり岩手県に届出を行っている「認可外保育施設」並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」をいう。
- (4) 在宅育児期間 保護者が対象乳幼児を、保育施設等に預けず在宅で子育てを行う期間をいう。

### （支給の要件）

第3条 支援金は、対象乳幼児及び保護者のいずれもが葛巻町に住所を有しかつ居住しており、保育施設等を利用せずに在宅で育児を行う場合で、次に掲げる全ての要件を満たす保護者（以下「支給対象者」という。）に支給する。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 在宅育児期間において、収入（育児休業給付金等を含む。）の額が月額5万円以下であること
- (2) 保護者の属する世帯において、町に納付すべき税金又は使用料又は負担金等を滞納していないこと
- (3) 保護者の属する世帯において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

### （支援金の額）

第4条 支援金の額は、支給対象者一世帯につき月額1万円とする。ただし、支給対象者が個人で又その家族と事業を営んでいる場合については、一世帯につき月額5万円とする。

### （支給の申請）

第5条 支給対象者が支援金の支給を受けようとするときは、当該年度ごとに在宅子育て支援金支

給申請書（様式第 1 号）により、町長が別に定める日までに申請しなければならない。

（支給の審査及び決定）

第 6 条 町長は、前条の申請があったときは支給要件の審査を行い、在宅子育て支援金支給決定・却下通知書（様式第 2 号）により支給の可否について、申請者に通知する。

（支給要件の調査）

第 7 条 町長は、支援金の支給を決定するために必要があるときは、支給要件の審査に必要な範囲において、支給対象者の要件について調査し、支給対象者に必要な書面の提出（以下「調査等」という。）を求めることができる。支給の決定を受けた後においても同様とする。

2 支給対象者は、前項の規定による調査等を正当な理由なく拒んではならない。

3 町長は、支給対象者が調査等を拒んだことにより、支給要件の審査が困難なときは、支援金の支給決定を行わない。

（支援金の支給）

第 8 条 支援金の支給期間は、対象乳幼児の在宅育児期間とする。

2 支援金は、対象となった当該月分から支給することとし、毎年度 4 月分から 9 月分を上半期、10 月分から 3 月分までを下半期としてそれぞれ支給する。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

（受給資格の喪失）

第 9 条 第 6 条の規定により支給の決定を受けた者が、支給要件を満たさなくなったときは、在宅子育て支援金受給資格喪失届（様式第 3 号）により速やかに申し出なければならない。

2 町長は、前項の場合において、支給要件を満たさなくなった日の属する月の翌月分から支援金の支給を停止し、その旨を在宅子育て支援金支給停止・決定取消し・返還要求通知書（様式第 4 号）により通知する。

（職権による決定の取消し）

第 10 条 町長は、第 6 条の規定により支給の決定を受けた者が調査等により支給要件を満たさなくなったと確認したときは、前条第 1 項の規定によらず職権により決定の取消しを行うことができる。

2 町長は、前項の規定により決定の取消しを行ったときは、その旨を在宅子育て支援金支給停止・決定取消し・返還要求通知書（様式第 4 号）により通知する。

（支援金の返還）

第 11 条 町長は、前 2 条の規定により決定の取消しを行ったときは、既に支給した支援金の返還要求をすることができる。

（補則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。